

第11章 林 野 庁

第1節 林業生産基盤の整備

1 造 林

(1) 造林関係事業

ア 予算の概要等

昭和62年7月森林資源に関する基本計画が改定（閣議決定）され、従来の拡大造林に重点を置いた造林施策を見直し、単層林の適正な整備に加え、複層林や育成天然林の積極的な整備を推進する方向が打ち出された。造林補助事業においても、この基本計画の改定に即した抜本的な再編・整備を既に行い、62年度から新たな制度のもとで事業に着手しているところである。

9年度には、「造林事業」・「林道事業」を森林整備の目的に応じて、森林の公益的な機能の発揮や安定的な林業経営のための基盤となる森林資源や路網の整備を実施する「森林保全整備事業」と保健・文化・教育的な森林の利用や生活環境の整備等を実施する「森林環境整備事業」に再編するとともに、それぞれの事業において森林資源の整備と路網の整備を一体的に行う事業を創設したところである。9年度の国庫補助予算は表1に示すとおりであり、総額559億2600万円となっている。

イ 一般造林事業

(ア) 育成単層林整備

a 人工造林

人工造林とは森林の造成を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業を行うもので、9年度補助実績は3,938haとなっている。

b 保育

保育とは林木の健全な成長の促進を目的として、下刈、雪起こし、倒木起こし、除・間伐等を行うもので、9年度補助実績は17,323haとなっている。

(イ) 育成複層林整備

育成複層林の造成を目的として受光伐、枝払い、樹下植栽、保育、育成複層林作業路の開設などを行うもので、9年度補助実績は3,808haとなっている。

(ウ) 不発弾等事前探査

沖縄県の本島中南部地域を主体として、不発弾等の

有無を確認するための磁気探査等を行う事業で、9年度補助実績は10haとなっている。

ウ 流域森林総合整備事業

この事業は、民有林の構造的特質である所有の零細性及び分散性を克服するため、計画的、組織的な実施方法に基づき、流域を基本単位として森林資源の一層の質的高度化を図る総合的な森林整備を行うことによって、林業生産基盤の整備、林業従事者の雇用の安定及び森林の有する公益的機能の高度發揮に資する事業である。

(ア) 育成単層林整備

a 人工造林

作業内容は一般造林事業と同じである。（以下のb、(イ)、についても同様。）9年度補助実績は16,255haとなっている。

b 保育

9年度補助実績は271,368haとなっている。

(イ) 育成複層林整備

9年度補助実績は25,418haとなっている。

(ウ) 環境林整備

9年度は10地域で実施された。

(エ) 集落周辺森林整備事業

9年度は29地域で実施された。

エ 特定保安林整備緊急造林事業

この事業は、保安林整備臨時措置法第8条の規定により指定された特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保するため、特定保安林緊急整備計画に基づき当該特定保安林の早急な整備を行う事業である。9年度補助実績は人工造林8ha、改良26ha、保育1,263haとなっている。

オ 公的分収林整備推進事業

この事業は、公益的機能の維持増進を図るために適切な森林整備を求められている森林について、分収方式による適切な森林整備を推進する事業である。9年度補助実績は42,588haとなっている。

カ 機能保全緊急間伐実施事業

この事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、そのまま放置すれば間伐が手遅れとなる森林を対象として、緊急に間伐を実施する事業であり、

9年度に創設された。9年度補助実績は1,876haとなっている。

キ 広葉樹林整備特別対策事業

この事業は、針葉樹人工林が多い地域または広葉樹天然林の改良が必要な地域において、広葉樹資源の充実を図り公益的機能の高度発揮を図るため多様な森林資源を持つ広葉樹林の造林・整備を行う事業である。

9年度補助実績は5,490haとなっている。

ク 野生鳥獣共存の森整備事業

この事業は、森林に被害を与える野生鳥獣の生息地域において、森林の機能発揮と野生鳥獣の共存をめざした多様な森林を整備するため、広葉樹林等の造成や林床環境の改善、森林の機能保全のための施設整備等を行う事業である。9年度は8地域で実施された。

ケ 特殊林地改良事業

この事業は、林木の成長が不良な土地の土壌条件等を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として、土壌改良木を含む苗木の植栽、種子

の播付け、施肥、特殊地ごしらえその他これらに準ずる作業を行う事業である。9年度補助実績は48haとなっている。

コ 保全松林緊急保護整備事業

この事業は、公益的機能が高い健全な松林の整備又は樹種転換を行う事業である。9年度補助実績は48,796haとなっている。

サ 流域総合間伐実施事業

この事業は、流域内の重点実施地域における高能率機械による集団間伐の実施と、これに必要な林道、作業道の整備を行う事業である。9年度補助実績は40,284haとなっている。

シ 森林資源高度化モデル事業

この事業は、資源の高度化に向けた森林施業をモデル的に推進するため、多様な森林整備と路網整備を一体的に行う事業であり、9年度に創設された。9年度は10地域で実施された。

ス 森林空間総合整備事業

この事業は、森林に対する国民の要請が多様化・高度化していることを踏まえ、体験・学習のための基盤としての森林の整備等のタイプ分けにより、森林の特性や地域の要請に対応した多様な森林等の整備を効率的に推進する事業であり、9年度に創設された。9年度は97地域で実施された。

セ 居住地森林環境整備事業

この事業は、良好な生活環境を確保するため、都市等における居住地周辺の森林において、防災、景観、森林とのふれあい等に配慮して、路側樹林帯の整備等居住地環境としての森林の整備等を実施する事業であり、9年度に創設された。9年度は27地域で実施された。

(2) 森林災害復旧事業

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律及び政令に基づき激甚災害として指定され、農林水産大臣が告示する市町村内の被害森林（人工林）に対して、二次災害の防止、森林のもつ公益的機能の早期かつ的確な復旧を図る観点から、被害木等の伐倒・搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引き起こし及び作業路の開設を行うものである。

(3) 林木育種事業

林木育種事業は、森林の遺伝的素質を改善し、もって林業の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るため、林木の成長量の増大、材質の改良、各種被害に対する抵抗性の向上その他の林木が有する諸特性の向上を図ることを目的として推進している。

表1 9年度造林事業予算

(単位: ha, 地域, 百万円)

	事業量	国費
一 般 造 林 事 業	25,391	3,259
育成単層林整備	18,717	2,709
育成複層林整備	6,662	535
不発弾等事前探査	12	15
地 域 森 林 整 備 事 業		37,187
流域森林総合整備事業	212,388	28,821
育成単層林整備	166,647	18,800
育成複層林整備	45,741	7,404
高密度作業路整備	15地域	1,615
防火森林整備	10地域	55
環境林整備	10地域	111
修景林整備	80地域	432
集落周辺森林整備	29地域	360
広域水源地域森林整備	40地域	44
特定保安林整備緊急造林事業	1,886	361
公的分収林整備推進事業	30,653	5,010
機能保全緊急間伐実施事業	1,340	195
広葉樹林整備特別対策事業	8,131	2,472
野生鳥獣共存の森整備事業	8地域	328
特 定 森 林 改 良 事 業		4,156
特殊林地改良事業	237	294
保全松林緊急保護整備事業	177,973	3,862
流 域 総 合 間 伐 実 施 事 業	30,500	6,657
森 林 資 源 高 度 化 モ デ ル 事 業	10地域	300
森 林 保 全 整 備 事 業 調 査 費		73
合 計		51,632
森 林 空 間 総 合 整 備 事 業	97地域	3,554
居 住 地 森 林 環 境 整 備 事 業	27地域	723
森 林 環 境 整 備 事 業 調 査 費		17
合 計		4,294
総 計		55,926

(注) 1 指導監督事務費は各事業に含む。

林木育種事業推進の中核組織である林木育種センターは、平成9年度、7億8,802万円の経費をもって、育種素材の育成管理、原種等の増殖配布、検定林等の調査管理、花粉の少ないスギ品種育成プロジェクト、林木におけるDNA技術実用化プロジェクト、優良形質木育種推進プロジェクト等の諸技術の開発、地域病虫害抵抗性育種事業、農林水産省ジーンバンク事業及び海外林木育種技術協力推進事業等を実施した。

平成9年度の委託費は、2,055万7千円であり、環境浄化機能強化育種に関する調査及び雄花着花性に関する調査を実施した。

平成9年度の都道府県に対する補助金額8,250万7千円であり、事業実施状況は次のとおりである。

ア 精英樹等次代検定事業

気象害抵抗性等苗木の遺伝的特性及び環境適応性を把握するため、217箇所の成績調査及び22箇所の材質調査を実施した。

イ 地域特性品種育成事業

各地域の森林に埋もれた遺伝的特性を有する特用林産用樹木、山菜等の品種改良を行うとともに、その普及を図るため、138箇所の検定と検定地設定等を実施した。

ウ 東北地方等マツノザイセンチュウ抵抗性育種事業

東北地方において、マツノザイセンチュウに対する抵抗性品種の育成を図るため、1,540本の接種検定及び1.2haの採種園造成を実施した。

エ 採種園・採穂園改良事業

林木育種の効果をさらに高め、遺伝的素質のより優れた育種苗木を早期に実用造林に供し、もって林木の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るため、次代検定林調査データ等の解析結果に基づいて202haの採種園・採穂園の改良を実施した。

(4) 種苗生産事業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

ア 普通母樹林等整備推進事業

林業種苗法に基づき指定した採取源について都道府県が保護又は管理の指導及び種子の結実状況調査等を行う事業である。9年度は補助金額437万5千円で実施した。

イ 種子採取事業

造林事業を計画的に推進するためには優良な種子を安定的に確保する必要がある。

このため、都道府県が指定採取源等から種子の採取を行う事業である。9年度は補助金額5,898万5千円で実施した。

ウ カメムシ等防除対策事業

採種園において、カメムシ類の被害を防ぐため袋掛け防除を実施する事業である。9年度は補助金額653万5千円により実施した。

エ 種苗表示証明制度運営事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、都道府県が表示監督検査、表示証明制度運営協議会の開催及び苗畑調査等を行う事業である。9年度は補助金額211万1千円により実施した。

オ 苗木生産流通対策事業

(ア) 都道府県需給調整事業

山林種苗の安定的な生産と適正な流通を確保して、造林事業の円滑な推進を図るため、都道府県が需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行う事業である。9年度は補助金額109万6千円で実施した。

(イ) 緑化木需要安定対策事業

環境緑化木の需要に対応して的確な供給を確保するためには生産の安定と円滑化を図る必要がある。

このため都道府県が需給の実態調査及び需給連絡協議会の開催等を行う事業である。9年度は補助金額188万8千円で実施した。

(ウ) 苗木生産技術向上・経営合理化推進事業

多様な森林整備に対応した多種多様な種苗の安定的、効率的生産体制を確立するため、苗木生産の省力化の推進、抵抗性マツの安定的供給の確保、後継者の育成を行う事業である。9年度は補助金額1,694万4千円で実施した。

(エ) 苗木生産流通安定総合対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、種苗生産団体が広域需給調整、計画生産、生産調整等の推進及び苗木生産後継者の育成等を総合的に行う事業である。9年度は補助金額996万7千円で実施した。

カ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、私有林については指定を受けた森林所有者に対し、通常受けるべき損失を補償している。9年度は1,078万5千円を補償した。

キ 森林資源高度化促進調査

広業樹を含めた多種多様な苗木生産をより確実に推進するため、予約生産方式の実施に関する実態調査と予約生産マニュアルを作成する。9年度189万7千円で全国山林種苗協同組合連合会に委託した。

2 森林保全整備事業

(1) 林 道 事 業

林道事業は林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条の規定による「森林資源に関する基本計画」及び森林法（昭和26年法律第249号）第4条の規定による「全国森林計画」に基づき、民有林の生産基盤を整備する目的で実施している。

ア 林道開設事業

(ア) 広域基幹林道

森林の多面的機能の発揮が期待される広域な森林地域を開発管理する骨格的林道である。

起点、終点は国・県道等に連結し、地域内の集落、林業団地、森林景勝地、市場等を結ぶことによって、林業労働力を有効に活用しつつ、分散している林業団体の広域化、組織化による生産性の向上及び健全な森林管理による水資源のかん養と森林レクリエーション機能の発揮のほか、併せて山村地域の振興等を目的とする林道である。

(イ) 普通林道

a 普通林道

広域基幹林道を補完して、直接林業経営に必要な林道で、森林施業の効率化等に効果を発揮するものである。

b 森林造成林道

森林の造成（間伐、複層林施業推進、特定保安林緊急整備、森林災害等復旧、特定森林施業推進）を目的とする林道である。

イ 民有林林道改良事業

この事業は車輛の大型化、重量化等に伴い、開設当

時の構造・規格では対応できなくなった既設林道について、輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上を図るほか、自然環境の保全等、最近の社会的要請に対応するよう整備するものである。

(ア) 事業内容

a 橋りょう改良, b 局部改良, c 雪害防止, d ずい道改良, e 幅員拡張, f 法面保全, g 山火事防止, h ふれあい施設整備, i 交通安全施設, j 災害避難施設, k 林道情報伝達施設

ウ 高密度林道網整備事業

この事業は、国産材時代の実現に向けた低コスト林業の確立に資するため、高性能林業機械作業システムに適した林道網の整備を早急に促進するとともに、トラクタ、集材機等在来型の林業機械を用いた効率的な森林施業の実施に必要な林道網の整備を促進することを目的とした事業である。

a 事業内容

(a) 事業実施区分

① 高密度林道網整備事業

高性能林業機械等の効率的な稼働に適した高密度な林道網を総合的に整備する。

② 林内路網機能強化事業

既設作業道等の林道への改修及び連絡線形にするための開設を一体的に進め、林道のネットワーク化を促進する。

(b) 事業の種類

① 高密度林道網整備全体計画調査

採用する高性能林業機械等の効率的な稼働等に適した地域全体の路網計画の策定

表2 平成9年度森林保全整備事業民有林林道関係予算（通常分+NTT分+重点化分）

		区 分	延長	km	事業費 千円	国費 千円
森 林 保 全	1	開 設 事 業		828	104,580,551	52,595,276
		広 域 基 幹 林 道		405	61,880,022	31,368,000
		普 通 林 道		423	42,700,529	21,227,276
	2	改 良 事 業			6,357,333	2,648,000
	3	高 密 度 林 道 網 整 備 事 業	(24地区)	55	4,504,139	2,233,000
農 免 林 道	4	調 査 事 業			70,724	70,724
	5	後 進 地 域 補 助 率 差 額				4,819,000
		計	(24地区)	883	115,512,747	62,366,000
	1	農 免 事 業	(491km)	8	15,361,273	6,739,000
		峰 越 連 絡 林 道		8	1,001,273	509,000
農 免 林 道		舗 装	(491km)		14,360,000	6,230,000
	2	後 進 地 域 補 助 率 差 額				66,000
		計	(491km)	8	15,361,273	6,805,000
		合 計		891	130,874,020	69,171,000

(注) 農免林道の延長欄の()は舗装延長。

② 広域基幹林道整備事業

③ 普通林道整備事業

④ 施業林道整備事業

地形、地質に馴染んだ線形の採用等従来の林道よりも比較的安価に開設できる林道の整備

⑤ 作業ポイント整備事業

高性能林業機械等による伐木造材、集運材等広範な作業に利用できる用地及び取り付け道等の整備

エ 調査事業

近く開設を予定している広域基幹林道等のうち、事業規模の大きい路線及び路線位置・線形・開設効果・工法等に特に留意する必要がある路線について事業実施に先立って調査し、経済的・合理的な路線計画を決定し、事業計画に万全を期すため、路線調査等を行っている。

また、民有林林道に関連する諸問題を解明するため、各種調査事業を実施している。

オ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から舗装事業を実施している。

(ア) 峰越連絡林道事業

この事業は、民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設するものである。

(イ) 林道舗装事業

この事業は、林道の機能向上を図り、農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため既設林道を舗装するものである。

カ 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成9年度末現在の復旧進捗は、7年災は100%完了、8年災は99%、9年災は80%であって、これに要した国費は表3のとおりである。

表3 9年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

(単位：千円)

区分	全体国費 (改国費)	9年度国費	9年度まで 国費累計
7年災	20,511,660	651,478	20,538,481
8年災	7,643,227	1,315,916	7,575,611
9年災	21,068,835	16,798,841	16,798,841

なお、9年の被害額は295億8,855万円で、その内訳は表4のとおりである。

表4 9年災内訳

(単位：千円)

主 な 災 害 名	箇所数	被害額
融 雪 災	52	197,268
梅 雨 災	2,205	5,928,563
台 風 災	5,449	18,612,035
そ の 他 災 害	1,913	4,850,682
合 計	9,619	29,588,548

(2) 流域総合間伐対策

平成7年度から継続の「流域総合間伐対策」を、公共と非公共事業の組合せにより川上と川下の連携を図るなど、面的視点からの取組みを集中的、総合的に実施した。

ア 流域総合間伐実施事業

高能率機械による集団的な間伐の実施及びこれに必要な林道を整備した。また、そのまま放置すれば間伐が手遅れとなる森林を対象として、緊急に間伐を実施した。

イ 流域総合間伐対策事業

集団的な間伐を実施するために必要な高能率機械の導入や基幹的な作業道の整備を行うとともに、間伐材の流通・加工施設の整備及び間伐材の利用方法等の普及啓発を図るためのモデル施設の整備等を実施した。

ウ 流域総合間伐対策推進事業

森林組合等の事業運営資金借入の円滑化のための事業、間伐材の用途を確立することにより利用を促進する事業等を実施した。

表5 9年度予算内訳

(千円)

流域総合間伐対策	8,957,660
流域総合間伐実施事業	6,657,000
機能保全緊急間伐実施事業	195,000
流域総合間伐対策事業費	1,929,834
流域総合間伐対策事業費	1,709,001
間伐生産基盤整備事業費	882,001
間伐材加工施設等整備事業費	607,000
間伐材利用モデル施設整備事業	220,000
間伐材等利用技術開発事業費	220,833
流域総合間伐対策推進事業	175,826
森林整備受委託等促進事業費	167,841
間伐材等利用技術開発推進事業	3,742
間伐材利用促進事業	4,243
(補正後の金額)	

(3) 森林開発公団事業

ア 水源林造成事業

森林開発公団が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となつて、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、原則として、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金で実施している。

平成9年度においては、新植面積4,953ha、下刈4万7千ha、除伐1万9千ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成9年度末までの新植面積累計は40万4千haである。また、既植栽地において、複層林50haを整備した。

なお、分収造林契約の分収割合はおおむね公団50、土地所有者40、造林者10となっている。

イ 大規模林業圏開発林道事業

(ア) 幹線

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国7地域の大規模林業圏において、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成9年度においては、28路線、延長45kmを実施し、昭和48年度開始以来平成9年度末までに、全体計画29路線、延長2,097kmのうち延長962kmの開設・改良を実施した。

(イ) 支線

大規模林業圏の総合的な開発に資するため、既存の幹線と国道・県道・市町村道を連絡し、幹線林道ネットワークを形成する林道開設・改良を行う事業であり、平成3年度から実施している。財源については、本線と同様である。

平成9年度においては、3路線、延長3kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定森林総合利用基盤整備事業（NTT-Aタイプ）

地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない奥地山村地域において、林業の振興と同地域の活性化を促進するため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入に基づく国の無利子貸付制度を活用して、森林空間を利用したスポーツ・レクリエーション施設等の収益回収事業に密接に

関連する林道の開設、拡張事業、造林事業及び保安施設事業を行う第3セクターに対し、必要な資金を無利子で貸し付ける事業で昭和63年度から開始している。

表6 平成9年度森林開発公団事業予算

	(百万円)
水源林造成事業	53,877
国 費	37,677
政府出資金	36,316
政府補給金	1,361
財投借入金	16,200
大規模林業圏開発林道事業	22,696
国庫補助金	17,696
財投借入金	5,000
特定森林総合利用基盤整備 プロジェクト（NTT-A）	150

3 森林環境整備事業

(1) 林業地域総合整備事業

この事業は、林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化に資するため、林道等の林業生産基盤と一体的に豊かな森林資源を活用し、都市と山村の交流の促進等を図りつつ、立ち後れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

a 事業実施区分

(a) 林業集落定住基盤整備事業

中山間地域において林業従事者等が定住できる健全な山村の生活環境の整備を重点的に実施する事業であり、b（事業内容）に掲げる事業のうち、(b)、(c)及び必要に応じて(d)の事業を実施するものである。

(b) 林業地域環境整備事業

山村地域の過疎化、高齢化の深刻化等に対処するため、立ち後れた生活環境整備を特に重点的に実施する事業であり、b（事業内容）に掲げる事業のうち、(b)、(c)の事業を必須事業として実施するものである。

(c) 林業集落生活基盤緊急整備事業

山村地域の生活環境の改善、水源地域の水質の保全を図るため、林業集落を対象とした用排水施設の整備を重点的に実施する事業であり、b（事業内容）に掲げる事業のうち、(b)の①、(c)の①、②、③及び④の事業を実施するものである。

(d) フォレストアメニティ整備事業

森林レクリエーションや教育文化活動に適した優れた森林資源を有する地域において、フォレストアメニティ（森林公園）施設の整備を重点的に実施する事業であり、b（事業内容）に掲げる事業のうち、(b)及び(d)の事業を必須事業として実施するものである。

(e) 森林コミュニティ整備事業

森林の多目的利用が可能な地域を対象に、都市と山村の交流促進による山村の活性化を目的とした滞在施設等の基盤整備を重点的に実施する事業であり、b(事業内容)に掲げる事業のうち、(b)及び(e)の事業を必須事業として実施するものである。

(f) 流域林業推進モデル事業

流域を単位として、林業生産基盤、大規模な流通・加工施設の集中的整備を行うとともに、周辺山村の立ち後れた生活環境の整備を実施する事業であり、b(事業内容)に掲げる事業のうち、(b)、(c)及び必要に応じて(a)、(e)の①の事業を実施するものである。

(g) ファミリー・フォレスト整備事業

都市住民(家族等)が契約によって森林づくりを行う地域において、その基盤となる林道や交流促進施設等の整備を行う事業で、b(事業内容)に掲げる事業のうち、(b)及び(f)の事業を必須事業として実施するものである。

b 事業内容

(a) 林業地域総合整備事業全体計画調査

本事業の円滑な推進に資するための全体計画調査

(b) 生産環境基盤整備事業

① 林道整備事業

林業の生産性を高め、林業経営の近代化、合理化を図るために必要な林道を整備する事業

② 林業施設用地整備事業

合理的な林業経営の実施に必要な林業用施設の用地を整備する事業

③ 作業ポイント整備事業

国道、都道府県道、市町村道及び林道について、高性能林業機械等による効率的な林業生産活動に資するための林業生産基盤を整備する事業

(c) 生活環境基盤整備事業

① 集落林道整備事業

林道を補完し、林業生産活動に供するとともに併せて山村の生活環境の改善に資する集落林道を整備する事業

② 用水施設整備事業

林業経営及び集落の用水に必要な施設を整備する事業

③ 林業集落排水事業

林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設を整備する事業

④ 排水施設整備事業

林業経営及び集落の排水に必要な施設の整備を実施する事業

⑤ 用地整備事業

平地の乏しい山村の特性にかんがみ、地域林業の発展、山村の生活環境の改善及び活性化に必要な公共的な施設の用地を整備する事業

⑥ 融雪施設整備事業

積雪地域における林道及び集落林道の冬期の通行の確保を図るために必要な施設を整備する事業

⑦ 林業集落内健康増進広場整備事業

林業集落において林業者等の労働環境整備を目的とした健康増進のための広場を整備する事業

⑧ 林業集落内防災安全施設整備事業

林業集落の防災安全のための施設を整備する事業

(d) 交流促進施設整備事業

① アクセス林道整備事業

林道を補完し、森林やフォレストアメニティ(森林公園)施設へのアクセスのための林道を整備する事業

② フォレストアメニティ(森林公園)施設整備事業

フォレストアメニティ(森林公園)内に必要な各種施設を整備する事業

③ 森林利用施設等用排水施設整備事業

森林利用施設及び併せて利用可能な周辺集落を対象とした用水又は排水に必要な施設を整備する事業

④ 林道沿線修景施設整備事業

フォレストアメニティ(森林公園)内及びその周辺の林道沿線並びに林道の路側・法面に修景施設を整備する事業

(e) 滞在施設整備事業

① 滞在施設基盤整備事業

公営の宿泊施設や山村留学施設等の滞在施設に係る用地及び用排水施設等を整備する事業

② 森林コミュニティ環境整備事業

滞在施設周辺の生活環境の整備を図るために花木の植栽、広場、遊歩道、駐車場等を整備する事業

(f) ふれあい環境基盤整備事業

① ふれあい林道整備事業

森林づくりの効率的な実施を目的とする比較的安価に開設できる林道を整備する事業

② 森林づくり施設整備事業

森林づくりのための施設を整備する事業

(g) 森林整備事業

山村の生活環境の一層の整備を進めるため、集落周辺の森林の整備(森林整備、作業路等)及び修景林整備を実施する事業

(h) 特認事業

林野庁長官が特に認めた事業

表7 平成9年度森林環境整備事業民有林林道関係予算（通常分+NTT分+重点化分）

区 分	延長 km	事業費 千円	国費 千円
1 林業地域総合整備事業 (232地区)	260	41,402,618	21,995,684
2 調査事業		9,316	9,316
3 後進地域補助率差額			199,000
合 計 (232地区)	260	41,411,934	22,204,000

第2節 森林資源の充実と 森林の保全

1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、国は国民経済的観念にたち、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経て今日に至っている。

現行の森林計画制度体系は、農林水産大臣が林業基本法第10条の規定に基づいてたてる「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林について5年ごとに15年を1期としてたてる「全国森林計画」（森林法第4条）、都道府県知事が全国森林計画に即し、森林計画区に係る民有林について5年ごとに10年を1期としてたてる「地域森林計画」（森林法第5条）、営林（支）局長が全国森林計画に即し、森林計画区に係る国有林について5年ごとに10年を1期としてたてる「地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、都道府県知事によって指定された森林整備市町村がその区域内の民有林の間伐、保育に関し5年ごとに10年を1期としてたてる「市町村森林整備計画」（森林法第10条の8）及び森林所有者等が自発的意思に基づき自己の有する森林について5

年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条、第18条）等からなっている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の内容

全国森林計画は、森林法の一部改正（平成3年法律第38号）に伴い、閣議決定を経てたてられたこととされた。

現行の全国森林計画は、平成9年4月1日から平成24年3月31日までの計画期間とし、森林の有する木材等生産、水源のかん養、山地災害の防止等の機能が高度に発揮されるよう、森林の流域管理の一層の徹底を図るため、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めた。

計画策定の重要事項

① 適切な保育・間伐の実施、育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林整備の推進を図る。

② 森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備の推進を図る。

③ 森林整備の展開基礎として、生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組む。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 森林の整備の目標その他森林の整備に関する事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「水土保持」「森林と人との共生」「資源の循環利用」の3つの森林整備の推進方向を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達すべき森林資源の状態及び林道整備率（表8）を定めた。

(イ) 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に、施業実施に当たっての技術指針、森林の保護・管理の方針を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表9、10）を定めた。

表8 森林整備の目標

(単位：面積千ha, 蓄積 m^3/ha)

区 分	現 況	計画期末
育成単層林面積	10,434	10,246
育成複層林面積	675	2,380
天然生林面積	14,092	12,594
森林蓄積	139	165
林道整備率%	44	66

(注) 1 現況については平成7年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林資源に関する基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

表9 伐採立木材積計画量

(単位：百万 m^3)

区 分	総 数	主 伐	間 伐
伐採材積	595	368	227

表10 造林面積

(単位：千ha)

区 分	人工造林	天然更新
面 積	1,010	1,684

(ウ) 特定施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、複層林施業及び長伐期施業の特定森林施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業の基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めた。

(エ) 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林の施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量(表11)を定めた。また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出の方法を特定する森林の指定基準等を定めた。

表11 林道開設量

(単位：千km)

区 分	総 数	基幹林道	その他
開 設 量	57	18	39

(オ) 森林の合理化に関する事項

合理的な森林施業の実施のための条件整備を図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業の機械化の促進及び流通・加工体制の整備等についての取組みの方向を明らかにした。

(カ) 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の措置の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めた。

(キ) 保安施設に関する事項

公益的機能の発揮を確保するため、保安林の整備及び保安施設事業を実施することとし、保安林の指定計画面積及び保安施設事業の計画量(表12, 13)を定めた。また、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林についての整備の方針を明らかにした。

表12 保安林の指定面積

(単位：千ha)

総 数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健・風致の保存等のための保安林
705	273	294	138

表13 保安施設事業

(単位：千ha)

区 分	山地治山	防災林造成	水源地域整備	保安林改良整備
計画量	2,305	59	641	735

(ク) 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めた。

(2) 地域森林計画

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事によって森林計画区(農林水産大臣が、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。全国で158森林計画区)別に、全国を5年間で一巡するようにたてられている。

地域森林計画の計画事項は次の通りである。

(ア) その対象とする森林区域

(イ) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項

(ウ) 伐採立木材積、立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

(エ) 造林面積、造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

(オ) 間伐立木材積、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育に関する事項

(カ) 特定施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

(キ) 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

(ク) 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(ケ) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に

関する事項

(ロ) 保安林の整備、森林法第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

(ハ) その他必要な事項

平成9年度は、新たに策定された「全国森林計画」に即し、全国32森林計画区の民有林について地域森林計画がたてられるとともに、126計画区につき一斉変更が行われた。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流通管理システムを民有林・国有林の調整の下に一体的に推進するため、森林法の改正により法定化されたものであり、営林(支)局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。ただし、管理経営主体が単一である国有林の性格上、「森林施業の共同化」は計画事項とはされていない。

国有林の地域別の森林計画は、各種事業の実行計画として機能させるための要件が完備されていないことから、国有林野については、国有林の地域別の森林計画と林野庁長官がたてる事業運営の基本方針に従い、経営的側面に付与して、具体的な事業の箇所付け等を含むより属地的な計画となる「施業管理計画」を樹立している。

施業管理計画は5年ごとに5か年の計画を営林署の管轄区域について樹立するものである。

この計画においては、国有林野の施業及び管理の基本的事項、国有林野の区画の名称及び区域、機能類型と類型ごとの施業管理の基準、伐採、造林、林道、治山、地域振興などが計画事項として定められている。

国有林野事業については、多様化する国民の要請に的確に応えるため、総合的にみて森林の諸機能が最高度に発揮されるよう管理経営をすることとしており、具体的には施業管理計画において、重点的に発揮させるべき機能によって、国有林野を次の4タイプに類型化しそれぞれの機能の維持向上を図るのにふさわしい管理経営を行っている。

(ア) 国土保全林(国土の保全を第一とすべき森林)

(イ) 自然維持林(自然環境の保全を第一とすべき森林)

(ウ) 森林空間利用林(森林レクリエーション等の保健・文化的利用を第一とすべき森林)

(エ) 木材生産林(木材生産等の産業活動を行うべき

森林)

なお、水源かん養の機能については、すべての森林において発揮させるものとしている。

(3) 市町村森林整備計画

林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法の改正により「森林整備計画制度」が創設された。さらに、平成3年の森林法の改正により計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設され、現行の「市町村森林整備計画制度」に至っている。

市町村森林整備計画は、都道府県知事が一定の要件を満たす市町村を森林整備市町村に指定して、この森林整備市町村が、間伐、保育等の森林整備及び森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の育成及び確保、機械の導入促進等森林整備の条件整備に関する事項について、その区域にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに10年を1期として樹立する計画である。

平成10年3月末現在、2,028市町村が森林整備市町村に指定されており、森林整備市町村の民有林の総面積は、全国の民有林面積の9割を占めている。

2 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 第九次治山事業七箇年計画

災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりを基本方針とする、第九次治山事業七箇年計画(総額3兆7,700億円、うち治山事業2兆円、計画期間平成9～15年度)に基づき、9年度は、その初年度として、当初3,506億円、補正11億円、国土総合開発事業調整費等7億円をもって事業を実施した。進捗率は17.6%である。(国有林治山事業を含む。)

表14 第九次治山事業七箇年計画の実績

(単位: 億円)

区 分	第九次七箇年 計画額	9年度末実績	進捗率
治山事業	20,000	3,524	17.6%

(注) 国有林治山事業を含む。

イ 事業実施の概要

9年度の民有林治山事業は、当初で事業費3,151億5,516万円(前年当初比100.8%)国費1,665億7,600万円

表15 平成9年度民有林治山事業予算

					(単位：千円)	
事	項	事業費	国	費		
直轄地すべり防止事業費		11,136,780		8,229,462		
治山事業費		6,985,753		5,202,546		
治山事業費補助		111,090		111,090		
山地治山		243,983,029		116,699,902		
復旧治山		112,178,326		55,910,902		
予防治山		75,517,324		37,707,902		
森林土木効率化等技術開発モデル		33,564,553		16,725,000		
林地荒廃防止		689,470		338,000		
治山施設修繕		1,935,609		982,000		
防災林造成		471,370		158,000		
保安林整備		12,946,521		6,476,000		
保安林改良		39,379,081		14,560,000		
特定保安林整備緊急治山		7,749,991		3,800,000		
保安林買入		1,019,925		500,000		
保安林管理道整備		29,833,493		10,000,000		
防災対策総合治山		775,672		260,000		
水源地域整備		4,699,811		2,304,000		
環境保全保安林整備事業費補助		31,901,316		16,088,000		
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助		42,877,974		21,361,000		
治山激甚災害対策特別緊急		23,337,911		11,441,000		
地すべり激甚災害対策特別緊急		1,280,634		696,000		
国有林野内治山事業費補助		629,724		338,000		
地すべり防止事業費補助		650,910		358,000		
後進地域特例法適用団体補助差額		2,834,966		1,430,000		
合 計		25,485,000		12,693,000		
		0		10,073,000		
		315,155,163		166,576,000		

(前年当初比100.2%) (表15) 補正で事業費 8 億1,400 万円、国費 3 億9,800 万円をもって実施された。

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続21地区、直轄地すべり防止事業は、継続11地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査、防災林保全調査及び治山事業積算基準等分析調査を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、山地災害の未然防止を図るため、予防治山事業に重点を置きつつ、復旧治山事業、林地荒廃防止事業、治山施設修繕事業等を積極的に実施した。

b 防災林造成

海岸における飛砂等や風衝地における強風の害、豪雪地帯におけるなだれの害等の災害を防止するため海岸防災林、なだれ防止林、防風林及び土砂流出防止林の造成を計画的に実施した。

c 保安林整備

保安林の機能を維持強化するため、保安林改良、特

定保安林整備緊急治山、保育及び保安林買入を計画的に実施した。

d 保安林管理道整備

保安林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、治山事業の効率的な実施と保安林の適正な維持管理に資する保安林管理道の整備を計画的に実施した。

e 防災対策総合治山

次の事業について着実に推進した。

(a) 地震等の自然災害による被害地等において、治山ダム等の設置、防災森林の造成、避難路を兼ねた保安林管理道の設置等を総合的に実施する広域防災対策総合治山事業を積極的に推進することとし、継続20地区、新規2地区について実施した。

(b) 地域防災対策総合治山事業は、山腹崩壊対策、土石流対策等を総合的に推進し、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続163地区、新規42地区について実施した。

(c) 環境保全総合治山事業は、自然環境等が優れている地域において、自然環境や貴重な動植物に配慮した治山施設及び荒廃森林の整備を重点的に行うため、継続26地区、新規4地区について実施した。

(d) 火山地域防災機能強化総合治山事業は、火山地

域において、荒廃地等の復旧整備及び土石流等による山地災害の未然防止を図るため、継続3地区、新規1地区において実施した。

f 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

(a) 水源森林総合整備事業は、ダム上流等の水資源確保上重要な森林において、林床植生の整備等による森林整備と水土保持施設の設置等により、森林の保水力の向上と土砂流出の制御に資するため、継続195地区、新規37地区について実施した。

(b) 集落水源山地整備事業は、集落等の水源山地の森林を対象とし、荒廃森林の整備、治山施設の設置等を一体的に行い、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続56地区、新規26地区について実施した。

(c) 森林水環境総合整備事業は、良質な生活用水の確保・保全と併せ保健休養にも資するため、荒廃森林や水質保全施設とともに、地域の生態系を重視した溪畔森林等を一体的、総合的に整備するため、継続74地区、新規11地区について実施した。

g 環境保全保安林整備

次の事業について積極的に実施した。

(a) 生活環境保全林整備事業は、市街地等の周辺に存する水源かん養、防災保安林を対象として、森林による良好な生活環境の保全・創出を図るため、継続165地区、新規53地区について実施した。

(b) 自然環境保全林整備事業は、保健保安林及び風致保安林を対象に、優れた景観を保全・創出するための森林整備、地域の生態系に配慮した森林整備等を行い、貴重な自然環境を保全するため、継続11地区、新規4地区について実施した。

(c) 環境防災林整備事業は、都市周辺の山麓部等において、山地災害の防止に加え、災害緩衝地としての役割を果たすとともに、緑豊かなうろちのある環境の形成に寄与する、森林の防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林整備等を実施した。

h 治山等激甚災害対策特別緊急

(a) 治山激甚災害対策特別緊急事業は、7年災に係る長野北部地区（長野県）継続1地区について、一定計画に基づき再度災害の防止を図るため、緊急かつ計画的に実施した。

(b) 地すべり激甚災害対策特別緊急事業は、7年災に係る長野北部地区（長野県）継続1地区について、一定計画に基づき再度災害の防止を図るため、緊急かつ計画的に実施した。

i 国有林野内補助治山

国有林野内の治山事業のうち、集落・公共施設等を

直接保全する地域性の高いものについて実施した。

j 地すべり防止

人家及び公共施設等に係る地すべり発生危険地について、緊要な箇所の地すべり防止工事を実施した。

(2) 保安林制度

森林は木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林を適正に保全・管理することを通じて、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備については、保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）に基づき農林水産大臣が策定した保安林整備計画によって着実に推進され、9年度末現在における保安林面積は、実面積で8,633千haと我が国の森林面積の約3割、国土面積の約2割を占めるに至っている（表16）。

しかしながら、最近における国土の開発、都市化の進展に伴い、山地災害の発生の危険性が高まっているほか、より小規模な山地災害の防備の必要性も増大してきており、さらに、良質な水の安定的確保、身近な緑の保全等に対する国民的要請は益々高まりをみせている。一方、期待される機能の低下している保安林が依然として存在している状況にある。

このような保安林に係る諸情勢を踏まえ、保安林の整備を緊急かつ計画的に進める必要があるため、平成6年4月に保安林整備臨時措置法の有効期限を15年度末まで延長し、これに基づいて全国の218流域ごとに定める第5期保安林整備計画を6年度から4年間で策定、同計画に基づき計画的な保安林の整備を図ることとした。

このような中、9年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 第5期保安林整備計画の策定

9年度は、木曽川流域等62流域について流域概況調査等を行い、計画を策定した。

イ 保安林の指定・解除

第5期保安林整備計画においては、保安林の質的整備ときめ細かな配備を行うこととしており、9年度は民有保安林約2万5千haにおいて指定調査を実施したほか、新たな崩壊地等で、治山事業を施行する箇所等の指定調査及び有効期限満了になった保安施設地区についての保安林転換調査、利害関係者等から保安林の解除申請があった箇所についての解除調査等を実施

した。

ウ 特定保安林の指定

特定保安林は、保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その区域内に造林、保育等の施業を早急に実施する必要があると認められる森林が存在するものについて指定するものであり、9年度は、前年度の保安林整備計画策定流域等において、141箇所を指定した。

エ 環境保全型保安林の施設整備

保健保安林、風致保安林及び魚つき保安林の環境保全型保安林において、環境保全機能を高度に発揮させるための歩道、案内板等の施設の整備を9年度は全国24箇所で行った。

オ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐

採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林管理の適正を期するため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

カ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、9年度は、約6億5千万円の損失補償金を交付した。

キ 民有保安林の買入れ

国土保全上重要な水源かん養保安林等で、国が取得し、整備・管理を行う必要があると認められるものについては、保安林整備計画に基づき買入れを行うこと

表16 保安林の種別面積（平成9年3月31日現在）

保安林種	所有形態		総 数	(単位：千ha)
	国 有 林	民 有 林		対全保安林 比 率 (%)
水 源 かん 養 保 安 林	3,208	3,035	6,243	(72.3)
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	768	1,278	2,046	(23.1)
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	13	34	48	(0.6)
1 ～ 3 号 保 安 林 小 計	3,989	4,348	8,337	(95.9)
飛 砂 防 備 保 安 林	4	12	16	
防 風 保 安 林	23	32	55	
水 害 防 備 保 安 林	0	1	1	
潮 害 防 備 保 安 林	5	9	14	
干 害 防 備 保 安 林	17	34	50	
防 雪 保 安 林	—	0	0	
防 霧 保 安 林	9	47	56	
な だ れ 防 止 保 安 林	5	15	19	
落 石 防 止 保 安 林	0	1	2	
防 火 保 安 林	0	0	0	
魚 つ き 保 安 林	7	22	29	
航 行 目 標 保 安 林	1	0	1	
保 健 保 安 林	286	305	592	
風 致 保 安 林	12	15	27	
4 号 以 下 保 安 林 小 計	369	493	862	(4.1)
総 数	4,358	4,841	9,199	
(実 面 積)	(4,090)	(4,543)	(8,634)	(100)
国 土 面 積 対 する 比 率	(10.5)	(11.7)	(22.3)	
全 国 森 林 面 積 対 する 比 率	(16.2)	(18.0)	(34.3)	
所 有 別 森 林 面 積 対 する 比 率	(52.1)	(26.3)	—	

(注) 1 各保安林種の面積は他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上

2 合計欄の()は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積、全国森林面積は平成7年3月31日現在のものである。

としており、9年度は約10haの買入れを行った。

3 国土緑化の推進

我が国の経済成長や都市化の進展に伴い、緑資源の基盤が脆弱化するとともに、緑資源を管理する農山村の人々と都市住民との間の緑意識の隔たりが懸念されるようになったが、近年、地球的規模での環境を守る気運が増す中、緑資源急減の問題とあいまって、国土保全、水資源のかん養、ひいては、うるおいのある生活環境としての緑資源に対する国民の関心が高まりつつある。

こうした背景のもとで林野庁においては、国土緑化推進機構が行う国土緑化運動、日本緑化センターの行う緑化に関する技術開発、情報の収集・分析・提供等の事業及び都道府県等の行う分収林整備促進事業等に対して補助を行っている。

(1) 国土緑化推進機構とその事業

国土緑化推進機構は森林資源の造成、国土保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化を図ることを目的として、25年に発足以来国民運動として国土緑化運動を推進している。国は、40年度からこの運動に対して補助しているが、9年度においては、次の事業に対して総額3,569万円を助成した。

ア 緑化の推進

国土緑化の中心的行事である全国植樹祭の開催、毎年春季の緑化強調期間中に展開される各種の緑化思想の普及啓発のための行事及び学校林活用モデル計画書の策定、青少年の環境緑化啓発活動の審査・表彰に対して助成した。

イ 育樹運動の推進

全国育樹祭は我が国における人工林の大部分が戦後に植栽されたものであり、森林に欠くことのできない育林の重要性を意識し、52年度から皇太子・同妃両殿下をお迎えして、活力ある森林造成の啓発を図るため開催されてきており、この開催に必要な経費等に対して助成した。

ウ 分収林機能高度化の推進

分収林の長伐期化、複層林化を促進するためのモデル事業を実施するとともに、一般国民等に対し森林整備に関する情報の提供等に対して助成した。

(2) 日本緑化センターとその事業

日本緑化センターは緑化に関する総合的な調査研究、技術開発、情報の収集・提供、緑化技術の普及・指導等の業務を行うことにより、緑化事業の円滑な推進を図るための機関として、48年度に財団法人として設けられたもので、9年度においては総額8,692万円を

助成した。

ア 水源林水情報提供事業

水源林の整備に係る意識調査、情報提供の体系化、水源林の役割の普及啓発に対して助成した。

イ 都市近郊における水質浄化林造成のための技術開発

汚染の進んだ河川・湖沼の周辺に水質浄化機能の高い樹木の植栽及び木炭等による土壌改良を組み合わせ、低コストで高度の水質浄化機能を示す「水質浄化林」を創造する技術を実証的に開発するのに必要な経費に対して助成した。

ウ 巨樹・古木材等保全管理推進事業

樹木保護に関する新たな技術開発及び病虫獣害、気象害、土壌障害などの樹種別の治療マニュアルを開発し、成果を普及することにより、貴重な樹木の効果的な保全を図るとともに、治療不可能なものについて、後続樹の育成などの保全対策を図るために必要な経費に対して助成した。

(3) 都道府県等における緑化

ア 分収林整備促進事業

森林所有者自らの整備が困難になっている森林について、所有者に対し分収方式による森林整備の働き掛けを行うとともに、森林整備に係る上下流協議会の開催及び費用負担の募集等を通じた国民参加の森林づくり等を行う事業に対し助成した。

イ 森林整備受委託等促進事業

森林所有者の経営意欲が大きく低下し、所有者自らの森林造成が困難となっていることから、森林組合等が施業を受委託により行う場合に必要となる短期運転資金の借入金利子について助成した。

4 森 林 保 全

(1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号)(以下「防除法」という)等に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の限時法として制定し被害の終息に努めたが、異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に「松くい虫防除特別措置法」の一部を改正し、その期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という)と改めた。その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向にあるほか、従来と異なる被害態様が見られるようになったため、62年に

「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られた結果、被害量はピーク時の半分以上にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。しかしながら、被害の終息を図るまでには至っておらず、今後とも、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置をいつでも発動できるようにする防除制度等の対策が必要であることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を行い、同法に基づく松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

また、シカによる森林被害の増加に対処し、環境庁等と連携し、造林事業において野生鳥獣との共存にも配慮しつつ、森林被害防止のための施設の設置を行うなどの総合対策を進めている。

ア 9年度予算の概要

9年度の松林保全対策に係る予算は、74億8,877万6千円(対前年度比94.9%)、うち森林病虫害等防除事業(松くい虫対策分)は、32億6,733万9千円(対前年度比91.3%)である。また、松くい虫以外の森林病虫害等対策に係る予算は、6億2,768万4千円(対前年度比125.8%)、うち森林病虫害等防除事業(その他森林病虫害等分)は、2億9,968万4千円(対前年度比100.3%)である(表17)。

イ 9年度の事業概要

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林における的確な防除と健全化整備の推進

特別防除、地上散布、伐倒駆除等に加え、新たに、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

b 樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を実施した。

c 被害防止技術の普及・開発の推進

マツノザイセンチュウに対する抵抗性のより強いマ

ツの採種園の改良、接種検定用の生産施設等の整備による、抵抗性マツ苗木の供給体制の構築するとともに、環境要因が松くい虫被害に及ぼす影響の調査、生物的防除方法等による総合的な防除技術の研究等を行った。

d 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核(森林病虫害等防除センター)として機能させ、航空機を利用した被害木探査等による被害監視、防除活動の推進を担う人材の育成、防除器具の貸付、被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

(イ) その他森林病虫害等被害対策

スギハダニ、スギ・ヒノキせん孔性害虫、ノネズミ等の防除を引き続き実施したほか、新たに、近年顕在化しているシカをはじめとする野生鳥獣による森林被害に対処するため、新たに、動物被害の防除体制の整備と各種の技術を活用した防除を実施し対策の充実を図った。

表17 9年度予算内訳

	(千円)
松林保全総合対策	7,488,776
〈非公共〉	
森林病虫害等防除事業	3,267,339
(松くい虫対策分)	
東北地方マツノザイセンチュウ抵抗性	10,948
育種事業	
松くい虫被害の生物的防除による総合的研究	4,986
抵抗性マツ供給実用化モデル事業	8,500
抵抗性マツ採種園改良事業	5,003
〈公共〉	
保全松林緊急保護整備事業	3,862,000
森林造成林道整備事業	330,000
その他森林病虫害等対策	627,684
〈非公共〉	
森林病虫害等防除事業	299,684
(松くい虫対策分)	
〈公共〉	
野生鳥獣共存の森整備事業	328,000

(2) 森林保全管理

ア 林野火災対策

(ア) 林野火災対策の現状

林野火災の発生状況について4～8年の年平均で見ると出火件数3,680件、焼損面積2,559ha、損害額約14億円、死者23人となっている。この損害額は直接的な損害であって、林野火災による間接的な損害、例えば

復旧に要する費用や消火に要した人件費、さらに森林のもつ公益的機能の損失等を見積もれば巨額なものとなる。

林野火災の発生が最も多い時期は1～5月となっている。この時期は概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり、出火の危険性が高くなるためである。最近では森林レクリエーションの多様化に伴い、8月の発生も増えている。また、森林開発等に伴う森林と住宅の近接化等による林野火災被害の危険性も増大している。

林野火災の出火原因についてみると、4～8年の年平均によれば、たき火によるものが全体の35%を占め最も多く、次いでたばこ16%、火入れ7%の順となっている。

(イ) 9年度予算の概要

林野火災対策予算は林野庁及び消防庁において各々計上されており、このうち、林野庁予算としては一般会計、森林保険特別会計、国有林野事業特別会計に分かれている。その概要は表18のとおりである。

表18 9年度林野火災対策予算
(千円)

一般会計	7,781	林野火災対策費
〃	48,810	林野火災予防対策事業
〃	1,150,000	防火林道整備事業
〃	356,000	広葉樹林整備特別対策事業
森林保険 特別会計	34,200	森林災害予防事業
国有林野事 業特別会計	80,412	(山火事予防対策)

(ウ) 9年度の事業の概要

a 全国山火事予防運動の実施等による予防思想の普及・啓発

広く国民に山火事予防思想の普及を図るため、春季(3月)に全国山火事予防運動を林野庁と消防庁の共唱で実施した。

また、林野火災の多発する時期である1～5月に山火事予防ポスター、列車広告等により防火思想の喚起を行った。

b 民有林における火災対策

林野火災の予防及び効率的な初期消火を図るため、航空機による巡視、林野火災予防組織の育成、初期消火資機材の配備、地域住民等による予防活動の推進等を行うとともに、近年の林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火森林、防火林道を整備した。

c 国有林の火災対策

国有林野事業においては、国有林を火災の被害から守るため、職員をもって自衛消防隊を組織するとともに、地域住民に呼びかけて愛林組合等の組織づくりを促進するほか、林野火災の予防宣伝、消防用機材及び空中消火機材の配備、防火線の整備、林野火災予防のための巡視等を行っている。

イ 森林の保全管理対策

(ア) 森林パトロール等

林野火災等の森林被害を防止するため、流域を単位とした森林パトロール計画に基づいて、緑のレンジャーが行うパトロール、森林所有者、地域住民等が行う森林の保全活動に、必要な機材の配備等を行った。

森林パトロール事業(補助金)	41,500千円
森林共同管理促進事業(〃)	1,221千円
緑の保全活動活性化事業(〃)	2,408千円

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流域域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査

を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

b 水害を発生させるおそれがあること。

c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。

d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している(表19)。

表19 9年度における林地開発許可制度の運用状況

区 分	許可処分	
	件 数 (件)	面 積 (ha)
工場・事業用地の造成	118	556
住宅用地の造成	59	641
別荘地の造成	6	89
ゴルフ場の設置	30	1,530
レジャー施設の設置	28	185
農用地の造成	54	203
土石の採掘	216	1,695
道路の新設・改築	2	9
その他	65	255
計	578	5,163

(注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。

2 面積は、新規許可処分量と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。

5 林業山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、森林・林業関係者等が組織する「流域林業活性化センター」及び「協議会」の推進体制の整備を行うとともに、取りまとめた「流域林業活性化基本方針」の具体化のための「流域林業活性化実施計画」の策定、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業量等に関する情報の収集・提供、上下流連携の促進、木材安定供給のためのあっせん等を行う事業を実施した。

(2) 山村の定住条件整備

ア 森林生活空間整備特別対策

都市化の進展と緑の減少に伴い、国民のゆとりとするおおいに対する要求が高まる中で、森林は、人間の生活・文化の不可欠な要素としてその重要性が増大している。また、このような重要性を有する森林と人間との共生を基本として地域の振興を図ろうとする取組がみられる。

このため、地域の豊かな森林資源及び環境資源等を活用し、個性と活力と魅力のある地域づくりを推進するための森林生活空間整備ビジョンに基づき、森林の総合利用を図るための森林空間の整備、安全性の確保のための治山施設の整備、森林生活空間の基礎となる生活環境の改善を図るための林道施設及び用排水施設の整備等を行う事業を実施した。

(3) 都市と山村の交流の促進

ア 都市山村交流促進対策

森林・山村地域においては、就業機会が少ないことに加え、基幹産業である林業が停滞し、過疎化・高齢化の進行とともに地域の活力が低下している。

一方、都市では、身近な緑の減少、水問題の深刻化等から、森林への関心が高まり、山村に対して自然とのふれあいの場、山村関係者との交流の場としてのニーズが増大してきている。

このような状況に対応して、文化的・教育的利用に供する森林等を活用して、都市との協定等に基づく市町村における交流活動の推進に必要な体験・学習の場、交流拠点等の整備等を実施した。

イ 滞在型森林健康促進対策

近年、我が国の経済社会の進展に伴う都市の過密化